

2025

9/12^{fri} 金 17:00~19:00

予約不要

入場無料

仙台弁護士会館 4階大会議室

Zoomによるオンライン併用

オンライン参加の方は下記URLからご参加ください。
URLは仙台弁護士会のホームページでもご案内します。

URL <https://us06web.zoom.us/j/84447101135>

なるべく開演時刻までに、上記URLか、QRコードからご視聴を開始ください。上記URLは、仙台弁護士会のホームページ (<https://senben.org/>) にも掲載しますので、そこからクリックしても視聴できます。



弁護士や検察官、裁判官になるには司法試験に合格した後、1年間の司法修習という研修期間を経る必要があります。ところが、2011年（平成23年）から2016年（平成28年）に司法修習を開始した司法修習生については、国からの給費（給料）が出ることはありませんでした。その後、裁判所法が改正され、修習給付金というお金が出るようになりましたが、無給状態で修習を行った司法修習生（いわゆる谷間世代）に遡って国が措置をとることはありませんでした。

現在、谷間世代の弁護士は中堅・若手の年代にあたり、市民の権利を守る上で彼らの活躍が不可欠となっています。谷間世代の弁護士がその力を発揮した活動の一つに、旧優生保護法問題があります。彼らのこの問題での活動を確認することは、中堅・若手法曹への支援が持つ意味を考える上で非常に重要です。

この問題について市民の方にも広く知っていただきたいと考え、この集会を開催することとしました。ぜひご参加ください。

全国リレー市民集会in仙台

谷間世代への
基金創設実現のための

主催：仙台弁護士会

共催：日本弁護士連合会・東北弁護士会連合会

お問い合わせ／仙台弁護士会

仙台市青葉区一番町2丁目9番18号

Tel.022-223-1001